

令和5年度

事業計画

社会福祉法人 松豊会

令和5年度 社会福祉法人松豊会 事業計画

1. 基本理念・運営方針

松豊会の法人理念「やすらぎのある生活、その人がその人らしく、地域と共に」を支援の方向性として共有化し実践することで、福祉サービスの質の向上と、経営の透明性の確保を図る。また、社会福祉の中心的な担い手として地域社会に対する社会福祉法人の責務を果たす。

2. 中長期事業方針

少子・高齢化の進展や人口減少は医療・介護制度の方向を左右する大きな社会問題となっている。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行、物価高騰、自然災害、AI技術の進化、働き方の多様化など様々な社会変化が生じ、先を見通すことが困難状況に直面しています。この現状を踏まえながら、今後のサービス需要の伸びに対応しつつ、科学的介護を基に効果的、効率的で持続可能性の高い、介護提供体制の構築を目指していく。

また、ご利用者の重度化による医療ケアや看取り、そして、新型コロナウイルス感染者への対応など事業所における業務の負担は増大しています。こうした変化に伴い、どのような施設運営や予防策が必要であるかを再確認し、対応を明確化し徹底を強化するとともに、感染者やクラスターが発生した場合でも、必要な介護サービスが安定的、継続的に提供できる体制の構築に取り組む。

3. 中長期事業計画

(1) 法人運営の安定

- ①ご入居者の高齢化と重度化、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、空きベッドが生じ稼働率の安定を図ることは難しいが、事業継続のための必要な利益を確保するため、拠点単位（本部・ユニット）で収支差額±0円以上として、収益性を高める。
- ②感染症や災害への対応力を強化する。（業務継続に向けた計画等の策定・研修や訓練の実施）
- ③経営状況を確認し合う会議を定期的に行い、事業の進捗状況を確認し機動性を高める。
- ④科学的介護情報システム（LIFE）の活用が要件となる加算を算定し、収入確保に努める。
- ⑤収支のバランスや地域のニーズ等を精査し、法人の特性を活かした修繕計画を立て実施する。また、感染症や災害が発生した場合でも業務が継続できるよう設備や備蓄品を備える。

(2) ご利用者に対する基本姿勢

- ①基本理念や方針を積極的に発信し、情報を共有する。また、気づきを大切に日常の支援に結びつける。
- ②職員及びご利用者やご家族の参加による改善の仕組みを構築し、自己決定と選択を尊重する。
- ③法人理念の実現、また、プライバシーに配慮した生活環境・ケア環境等や整備に努める。(本館1階改修工事、本館2階西側トイレ改修工事、ホール等の共有スペースの整備)
- ④ご利用者への虐待防止、身体拘束廃止、事故・ヒヤリハットの取り組みを活用し、組織的な安全対策体制を整備する。また、職員が自己の支援について振り返る機会を設けることで個人の尊厳を守る。
- ⑤認知症への対応力の向上と看取りへの対応の充実を図りご利用者の尊厳を保持する。
- ⑥質の評価やデータ活用を行い、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスを提供する。
- ⑦在宅サービス、施設サービスのそれぞれにおいて、ご利用者の地域での生活の継続を重視したサービスを提供する。また、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取り組む。

(3) 地域社会に対する基本姿勢

- ①地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するため、様々な連携・協働を推進し地域と共に歩む、地域共生社会を実現する。
- ②地域から信頼を得るため、法人理念や事業活動、提供するサービスの内容、公益的な取り組み等について情報発信する。
- ③法人が有する施設や設備、職員を活用して地域住民やご家族、ご利用者との交流を図り、社会的孤立を防止する。(ふくしなんでも相談窓口設置)
- ④地域の中で、公的サービスと協働して支え合いや穏やかな見守りにより暮らしが継続できるセフティネットを構築する。
- ⑤災害時における地域等との協働による応援体制を確立し、地域や事業所を守る。また、福祉避難所として、自然災害発生時に避難する高齢者や障がい者の受け入れ態勢や特別な配慮が必要な高齢者や障がい者の利用を想定した準備をする。

(4) 福祉人材に対する基本姿勢

- ①小中高校における福祉教育にも積極的に取り組み、福祉の仕事の啓発を図る。また、多様な人材(高齢者、障害者)を雇用し人材を確保する。
- ②法人理念に基づき、めざす法人経営を実現するため職員像の浸透を図り、全職員が目標を持ち共に創意工夫を凝らし日常業務に当たる。

- ③管理職の動機づけと自覚、リーダー層の育成を重視し、人材育成力や課題解決力を強化する。
- ④新人職員を精神的にサポートする「エルダー制度」や各種教育・研修を継続し、人材の定着と育成を図る。
- ⑤職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境づくりに取り組む。(健康診断の充実、メンタルヘルス、腰痛防止策、介護支援機器の導入、その他労働災害への対応)
- ⑥職員処遇の現状を把握、分析、課題抽出を行い、継続的に処遇改善に取り組む。また、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすさを推進し、福祉人材の確保を図る。
- ⑦ICTの活用を進め、介護ソフトを導入し帳票類の簡素化を図ることで業務を効率化し、職員の負担を軽減すると同時に、獲得した余裕時間をご利用者に向き合う時間や職員同士の情報共有の時間に使うことで、サービスの質の向上や人材不足の解消に繋げる。また、会議や多職種連携にも活用する。

4. 研修について

オンラインの活用を継続する一方、内容の充実や参加者間の交流を図る集合研修の開催についても、感染拡大状況を踏まえながら研修会ごとに検討し実施する。また、自施設から視聴できる録画による研修を開催する。

(1) 研修体制の充実

①施設内研修

- ・各部署で直面している問題や悩み事を職種別部会を活用し、「チーム」として、より理論的・実践的に研修を実施し専門性を高める。
- ・現任職員が講師をする機会を増やし、より効率的な研修とする。また、職員の能力を開発することを共に行う。

②職場外研修

- ・階層別、職種別の研修に参加することで段階を一段ずつあがるように学び、理解を深める。また、情報を交換する中から得られる有益な事項を職場に持ち帰って職務に役立てる。
- ・職場内研修のみでは最新の情報はじめ、先駆者的取り組みに向けた点を補うことは困難なため関係機関等が主催するオンライン研修に参加する。
- ・生涯研修や人事マネジメント研修に参加し職員の組織性を高め、法人・事業所の運営を担う人材を育成する。

③自己啓発

- ・求められる職員像を理解し、「何を学ぶか。」「どうなりたいか。」を明

確にし、教育研修や能力開発に参加する。

- ・研修会やセミナー等の開催案内の掲示、回覧を行い自発的・自己啓発活動を職場として認知し、資格取得や自己研鑽を奨励する。

令和5年度新規採用職員研修計画

(この研修は、職員・契約職員・パート職員等に関係なく全職員が対象)

項目	到達目標
事業所見学	松豊会の概要。
エルダー制度	新人職員の指導の方法。
組織と運営	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の理念を理解し、組織の一員としての責任と自覚を持つ。 ・事業所の方針を理解しプロとしての自覚を持つ。
法令遵守	法令遵守・職員倫理・服務規律・ハラスメント防止。
秘密の保持	秘密保持の重要性。(プライバシーの保護含む)
介護保険制度	介護保険制度の仕組みを理解する。
接遇	社会人、また、専門職としての接遇マナーを身に付ける。
看護業務	看護業務を理解し、連携の重要性を知る。緊急時の対応。
高齢者の栄養管理	食事形態の把握と衛生管理。
緊急・災害時の対応	緊急時の対応と連絡方法。
機能訓練	機能訓練のあり方。
身体拘束廃止 虐待防止 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束廃止について理解する。 ・人権尊重の理解と安全性の確保。 ・リスクマネジメントについて。
感染予防	感染予防の方法。
事故予防	事故予防および発生時の対応
人事考課制度	人事考課の方法
労働安全衛生	労働災害の予防・メンタルヘルスについて
地域における公益的取り組み 広報活動	地域交流・公益的な取り組みについて。 ホームページ・広報誌・パンフレット・リーフレット等

5. 苦情対応

(1) 窓口と対応

- ①各事業所で苦情受付箱の設置や家族アンケート、個別聞き取り、サービス検討会等で苦情や意見を寄せやすい環境を作る。
- ②急を要する苦情については速やかに委員会を開催し、具体的な対応改善策を検討し全職員に周知徹底すると同時にご意見への回答を行う。
- ③月1回、苦情処理委員会を開催し、寄せられたご意見に対して対応改善策を検討する。また、前回の案件についても経過報告し、改善効果を確認し再発防止に努める。

(2) 第三者苦情処理委員会の開催

- ①適宜、第三者苦情処理委員会を開催し、苦情対応策及び第三者の視点から苦情対応が適切に行われているか指導評価を受ける。

(3) 苦情の開示

- ①環境・接遇等、法人全体の職員に関する案件等について全職員に周知し、また、館内に掲示を行い説明、公表する。

6. 防災管理

大規模災害や新型コロナウイルス感染者が発生した場合に置いても、サービス提供が継続できるよう業務継続計画（BCP）を策定し、実施訓練を行う。

また、地域の福祉避難所としての役割が果たせるよう防災協定を締結し有事の際の協力体制、食料等の備蓄を行う。

(1) 消防法に基づき、火災を想定した避難訓練や設備点検を実施する。

(2) 消防通報機器や消火器等の取り扱いの研修を行い、災害時の初動対応を強化する。

①避難マニュアルに沿って避難誘導や通報訓練を年2回以上実施する。

②新規採用職員は採用時のオリエンテーションにて災害時の対応を指導する。

③緊急連絡訓練（メール）を実施し、災害やトラブルの情報共有や安否確認を行う。

(3) 自然災害を想定し災害予防や人命の安全確保、被害の拡大防止に努める。

①地域の方の一時避難所として整備する。

(4) 危機管理体制の強化として事業継続計画（BCP）を策定し、シミュレーション訓練を行う。

(5) 防災用品や備蓄品等のチェックリストを作成し適切に維持管理する。

7. 広報活動

ご入居者のご様子や法人の取り組みを広報誌やホームページを活用し、発信する役割を果たしていく。

- (1) 各部署から委員構成により、必要に応じて委員会を開催する。
- (2) ホームページの運用（必要に応じ掲載内容を更新）について取り組む。
- (3) 定期的な広報誌の発行やリーフレットを必要に応じて作成し、法人理念や事業活動、提供するサービスの内容、公益的取り組みについて広く地域に積極的な情報発信を行い、地域の理解や協力を得る。
- (4) 松江市社会福祉協議会で取り組まれている「参加支援事業」に参画し法人PRに取り組む

8. 事務部門

- (1) 事業の進捗状況を確認し、計画的で適切な予算執行に努める。
- (2) 介護保険報酬請求について、専門職等の人員配置基準を守り、法令に定められた基準に基づいて適切に請求事務を行い、収益性、信頼性の高い経営を行う。
- (3) 補助金や助成金等を積極的に活用し、職員、ご利用者双方の環境整備に努める。また、適切に申請するとともに、その執行についても法令に基づき適切に行う。
- (4) 長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくする等によって「ワーク・ライフ・バランス」を実現し、安全で健康に働くことのできる職場づくりを目指す。
- (5) 内部けん制上、事務業務が適切に行えるように輪番制を実施する。
- (6) 事務業務の効率化を目的とした、事務手順、作業方法、システム等の活用と見直しを行い、法人内の業務改善を積極的に行い生産性の向上に努める。
- (7) 福祉サービスの基本である。社会的規範やモラルを守るため、諸規定を整備し職員への周知徹底を図る。また、さまざまなリスクから組織を守る。
- (8) 情報収集に努め、制度改正、環境の変化をいち早くとらえ対応できるよう、事務業務知識向上に努める。
- (9) 財務状況を適切に把握し、中長期事業計画に基づき修繕や改修工事を行い、適正で透明性のある財務管理、運営に努める。
- (11) 職員の業務負担軽減のため、ICTを活用し業務の効率化を図る。
- (12) 節水・節電・ランニングコスト等を抑制し、経費削減への追求を図る。

9. 委員会について

(1) 委員会の目的

業務の円滑な運営を図るため、個々の意見を聞き、各職種との連携を図りながら、職員間の相互理解を深め、日常業務に活かしていくことを目的に設置する。

(2) 委員会名

○法人の会議および委員会

運営会議、苦情処理委員会、給食委員会、教育委員会、防災管理委員会、労働安全衛生委員会、地域連携委員会、地域共生会議、広報委員会、職員会、事務会

幹部会議

○特養部門の委員会

施設運営委員会、サービス検討委員会、安全管理委員会（事故防止・身体拘束廃止、虐待防止）、褥瘡予防対策委員会、感染症予防対策委員会、医療的ケア委員会、入居判定委員会、排泄委員会
ユニットリーダー会、本館リーダー会、介護員会、

○在宅部門の委員会

在宅会議、居宅定例会（毎週金曜日）、訪問月例会、安全管理委員会

令和5年度 松豊会 会議・研修年間計画表

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
会議等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事監査会 ・ 内部経理監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一回評議員会 ・ 第一回理事会 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用担当者研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事監査会 ・ 内部経理監査 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二回評議員会 ・ 第二回理事会 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二回評議員会 ・ 第二回理事会
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回松江圏域老人福祉施設協議会 総会 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回松江圏域老人福祉施設協議会 ・ 社会福祉法人指導監査説明会・役員研修 ・ 在宅医療連携推進のための多職種連携会 ・ 島根県老人福祉施設協議会第一回総会 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用管理者責任講習会 ・ 島根県メンタルヘルスクア研修 ・ 松江市社会福祉大会 ・ 公正採用選考人権啓発推進員研修会 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 松江市社会福祉法人連絡会 総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人 会計実務研修(上級コース) ・ 社会福祉法人役員研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人監事研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県民間入所福祉施設従事者の集い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県老人福祉施設協議会 第2回総会

※コロナウイルス感染症の状況をみながら参加・実施を検討します

1. 事業方針

法人理念に基づいた施設サービスの質の向上に努め、定期的または必要に応じて、個別サービスの見直しを行い、支援をうけながら自己決定できるように、各部門および各職種が連携を取りながら「その人らしく」あり続けるための施設サービスを心がける。

2. 本館（多床室）

ご入居者・ご家族との信頼関係の構築に努め、希望、要望を尊重し、ご入居者が安全・安楽で穏やかに、その人らしい生活が送れるよう努める。また、職員の接遇や介助技術の向上にも努め、ご入居者中心の介護の実践を推進していく。

- (1) ご家族に定期的に手紙や電話連絡等を行い、意向を尊重したサービスの提供に努める。また、普段の様子を写真に撮り手紙に同封することで、ご家族に安心を届ける。
- (2) 安全で居心地の良い生活を送って頂けるよう、居室内やホール、トイレ等の環境整備に努める。
- (3) 各専門職と密に連携し、感染症対策と疾病の早期発見、予防に努める。
- (4) 各委員会を中心に介護員会で研修を行い、介護に携わる職員としての資質と技術の向上を図る。
- (5) 虐待の芽チェックリストを活用し、職員の接遇とサービスの質の向上に努める。

3. 看護部門

当施設では、何等かの疾患を有する超高齢の方々の入居が入居されている。多様化する個別的な過程に寄り添い、「その人らしく生きること」への看護支援が強く求められている。

法人理念を基にご利用者が健康的で苦痛のない生活がおくれるよう、看護師が個々にスキルアップを図りより良い看護サービスを提供できるよう努める。また、他の職種との情報交換や連携を大切にし、お互いの立場や役割を良く理解して、ご利用者へ支援できるよう努めていく。

(1) 健康管理と疾病の予防

- ①症状を十分に訴えることが出来ないご入居者がほとんどであるため、

常に個々の状況の把握と判断、異常時の早期発見を心がける。

②特に介護職員との情報交換を密に図り、疾病の早期発見に努める。

③嘱託医の指示のもと健康の維持増進、苦痛の軽減に努める。

④胸部レントゲン撮影と年2回の定期血液検査を行い、健康管理を行う。

(2) QOLの向上について

①看護師としての専門的知識や技術を提供しながら、他職種と共に症状マネジメントを行いQOL（生活の質）の向上を図るように努める。

②個人に沿った他職種チームアプローチができるよう、それぞれの専門性（価値）の相違によって意見が異なる場合でも話し合いを行いながら、ご利用者のQOLが向上するような統一したケアを行いその後も、ケアの評価・見直しを行いながら最善のケアが行えるよう努めていく。

(3) 看取り

①安楽でその人らしい人生が全うできるよう心がける。

②ご家族、嘱託医、介護職員、栄養職員、他職種との情報交換や連携を密に図り、尊厳のある安らかな最期を迎えられるような環境を整える。

③刻々と変わる状態に対応するために看取り開始後、1週間に1回は多職種でカンファレンスを実施し最善のケアが行えるよう努める。

④看取り後は、他職種とカンファレンスを行い、反省点やご家族、職員の思いを次の看取りケアに活かして行く。

(4) 感染予防

①ノロウイルス、インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染予防に努める。（標準予防策に従うと共に、それぞれのマニュアルに沿って対応し集団感染を予防する。）また、ご利用者に感染症が発生した場合は看護師を中心に迅速な蔓延予防策を講じて行く。

②職員に対して、感染予防対策の指導や研修を実施する。（通年）

③インフルエンザ・新型コロナワクチン予防接種の実施。（ご入居者・職員）

④特養ご入居者に対しては、胸部レントゲン撮影（年1回）を行い、結核感染の有無を確認する。

⑤新規ご入居者の感染症（B型・C型肝炎、梅毒）の検査を実施する。

(5) 職員の健康管理

①職員に対しては、健診（夜勤者は年2回）にて健康管理を行う。

4. 栄養管理部門

- (1) ご利用者の健康状態や身体状況に応じた栄養マネジメントを多職種と協力して行い、個人にあったADLの維持・向上に努める。
 - ①利用者の身体の状態、嚥下障害の程度に応じた栄養計画を作成する。
 - ②最後まで少しでも安全においしく口から食べていただくという介護の基本を基に多職種と連携し、経口維持への取り組みを継続する。
- (2) ご利用者にふさわしく安全で質の高い食事サービスを提供する。
 - ①ご利用者の摂取嚥下機能に合わせた4形態の食事を提供する。
 - ②365日サイクルの飽きが来ず、季節感の楽しめる献立を提供する。
 - ③セントラルキッチンで調理された食品を仕入れ再加熱することで、安全な食事を提供する。また、HACCPの「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき衛生管理体制を徹底する。
 - ④給食委員会では、嗜好・残菜調査、摂取・嚥下障害、検食等について、各職域間で共通認識を確認し、より良い食事サービスの向上に繋げる。

5. 機能訓練部門

ご利用者一人ひとりの身体状況に応じた機能訓練や生活リハビリ介助・支援を多職種と連携を図りながら実施し、機能訓練プログラムの質の向上、内容の充実を目指す。

機能訓練の実施に際しては、前年度に引き続き身体機能面だけでなく、生活リズムを維持し、楽しみや人との繋がりを感じて頂けるような、生活支援を重視し、人との関わり、あたたかみ、安らぎを感じられる機会を提供できるよう取り組む。

(1) 個別機能訓練計画を作成

ご入居者の基本動作の状態を確認し、実際に日常生活介助にあたって
いる介護職員から見る動作機能面の課題と、医療面からの身体状況を踏
まえ、ご入居者、ご家族の意向に沿える計画を作成する。

また、科学的根拠に基づいた介護の推進、ケアの質の向上を図るため、
LIFFを活用し、多職種との情報共有・連携の強化に向けた取り組みを行
う。

(2) サービス検討会への参加

ご入居者、ご家族に基本動作や訓練計画、実施状況を説明し、同意を
いただく。

(3) 個別訓練・生活リハビリの実施

施設サービス計画書に基づき、体調面・精神面が安定していることを、

基本とし実施する。

実施については、環境整備や必要な物品等を準備・管理し、限られた時間の中で最大限の効果が得られるよう実施する。訓練を実施する中で個別性の高い機器や物品を運用する際には、評価を基に、都度、ご利用者やご家族に導入の提案を行う。

また、他職種と情報を共有し、訓練効果が持続しやすいよう、具体的かつ明確な方法で再現性の高い生活リハビリを提案し、ご入居者の状態変化に合わせて柔軟に行う。

(4) 集団活動・グループ活動の実施

機能訓練を実施するにあたって、訓練内容を個々の身体状況の改善や動作遂行能力の向上といった側面だけで考えるのではなく、日常生活を全般的に評価しながら、共通の課題や目標を持つご入居者を抽出したうえで小～大集団のグループを形成し、プログラムの提案・実施を行う。

実施に際しては、環境調整や実施形態、頻度、マンパワーを調整しながら、多職種と情報共有・協力を行いながら実施する。

(5) 短期入所サービスのご利用者への個別機能訓練の実施

基本移動作を評価し、ご自宅での生活状況や、ご利用者、ご家族の要望等の情報を基に個別機能訓練を実施する。また、「起きる」「座る」「立つ」「歩く」等の動作が介助のもとで安全にできるようリハビリ的視点から助言、指導を行う。

6. 生活相談部門

生活の場であることを基本に、ご入居者個々の心のケアに重点を置き、生活支援業務、相談業務を遂行すると同時に、地域と共にある福祉の拠点となるため地域貢献活動を行う

(1) 地域貢献事業

① 地域交流事業

・新型コロナの影響で、中止や制限をせざるを得ない状況が続いている地域共生会議、さわやか会への参加、ふれ合い交流まつり等については、状況に応じて開催方法及び内容を検討する。

② ボランティア活動

・新型コロナ発生以降、活動を中止しているため、活動再開に向けた方法や内容について検討する。

③ 多様化する福祉ニーズへの取り組み

・行政機関、松江圏域の社会福祉法人と連携しながら「まめなかポイント事業」「介護の基礎的事業」「ふくしなんでも相談窓口事業」「福祉行政推進事業」への取り組みを通じて、多様化する福祉ニーズへの対応及び人材育成、地域貢献に取り組む。

④ 介護予防への取り組み

・なごやか寄り合い事業「明神さわやか会」等を通じて、地域の介護予防に取り組む。

⑤ 福祉防災マップの作成

・地域の方との協働による「福祉防災マップの見直しと作成」により、地域の情報共有と災害発生時の相互協力体制を確立して行く。

⑥ 施設開放と活用

・コロナの発生状況を見ながら、施設開放の形等を適宜検討し福祉の拠点として在宅のホール等を活用に取り組む。

(2) 家族会の取り組み

① コロナの発生状況を見ながら、家族会の開催方法や内容を検討して行く。

② アンケート調査を実施し、これまでのアンケートで頂いた意見に対して取り組み状況を検証しながら、よりご利用者やご家族の満足に繋がるよう継続して取り組む。

(3) 入居判定委員会

① 要介護者のニーズの多様化に伴い、その受け入れについて検討して行く。

② 入居申し込み以外にも、各事業所や医療機関と連携を密にしながら、速やかな入居受け入れを行う。

③ 短期入所生活介護事業所との連携を密にしながら、ロングステイの確保と円滑な入居への受け入れ態勢を整える。

(4) 相談援助

① カンファレンスや日頃の生活の中で適宜、ご入居者の意向や希望を伺い関係部署や関係機関、ご家族と相談しながら課題解決に繋げ、ご入居者がより安心して生活がおくれるよう支援する。

② コロナ発生状況を見ながら、ボランティア活動の再開方法を検討し、ご入居者の個別支援とQOLの向上に取り組む。また、オンラインによる社会資源の活用も継続して行う。

(5) 成年後見制度への取り組み

① ご入居者に関する事由（動産・不動産等）につき、ご家族からの要

望があった際に、相談や必要に応じた支援を行う。

(6) オンブズマン制度の活用

①ご入居者の、権利擁護に関わる事項が発生した際、必要な対応を行う。

(7) 安全管理への取り組み

ご入居者への虐待防止、身体拘束廃止、事故・ヒヤリハットへの取り組みにより、ご入居者が安全に、安心して生活が送れるよう取り組む。特に、身体拘束を含めた虐待は、昨今の社会的問題であることから、日頃からケア内容を点検し発生予防に取り組む。

① 毎月1回、あるいは状況に応じて適宜、安全管理委員会を開催し、虐待防止・身体拘束廃止の視点から、ケア内容について協議を行う。

また、ヒヤリハットや事故を分析検討し、再発防止に向けて取り組む。

② 必須である虐待防止、身体拘束廃止、事故防止研修を各部署での会議や研修の場を通じ取り組む。

③ 事故発生時は、状況に応じて速やかに行政機関への報告及び損害賠償保険対応を行う。

(8) 環境整備

①ご入居者が安全に安心して、安らぎのある生活ができるよう、施設内外の環境を整備する。

年間行事計画		津田の里
4月	花見外出	
5月	春のふれあい交流まつり 家族会	
6月	春の外出 衣類販売	
7月	そうめん流し	
8月	花火大会	
9月	長寿祝賀会 彼岸法要	
10月	秋の外出	
11月	秋のふれあい交流まつり	
12月	忘年会、クリスマス会	
1月	新年会 初詣	
2月	節分	
3月	ひなまつり(桜餅作り)	

※新型コロナウイルス感染症の状況をみながら実施を検討します

令和5年度 短期入所・介護予防短期入所生活介護事業計画

1. 短期入所・介護予防短期入所生活介護

- (1) ご利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、ご利用者の自立支援と、生活の質の向上に資するサービスを提供する。
- (2) ご利用者様に対して、サービスの提供方法を理解しやすいよう説明し、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他、ご利用者様の行動を制限する行為を行わない等、ご利用者様の意志および人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。但し、やむを得ず身体拘束を行う場合には同意書を作成し、速やかに解除できるよう支援する。
- (3) サービスの提供に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援センター、その他地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図りながら、ご利用者が日常生活を営む上で必要な支援を行う。また、相当期間以上にわたり利用されるご利用者については介護計画書を作成する。
- (4) 提供するサービスの質の評価を行い、その改善を図る。具体的には、ご利用者、ご家族にアンケート調査を行い、サービスの満足度やご希望を伺いながら、より満足して頂ける支援を行う。
- (5) サービス提供の開始時には、ご利用者の心身状況等を把握し、実施期間を定めた個別介護計画を作成し、モニタリング、再アセスメントしながら、ご本人の状態と意向を踏まえ、適宜、個別計画の見直しを行う。

2. 事業内容

- (1) ご利用者およびご家族の希望に即した個別介護計画の作成。
- (2) 介護・入浴および食事の提供。
- (3) 生活等に関する相談および助言。
- (4) 健康状態の確認。
- (5) ご利用者に必要な日常生活上の支援。
- (6) 機能訓練（生活リハビリ）の実施。
- (7) レクリエーション・クラブ活動、事業所内での各種行事への参加。
- (8) ご利用者の送迎。
- (9) 提供したサービスに対する意見・要望・苦情の受付。
- (10) 稼働率の安定向上を図る。
 - ①入居待機者や退所者の状況を勘案しロングステイの枠を見直す等、柔

軟に対応する。

- ② コロナ禍で面接や入居調整に制限がでるが、できるだけスムーズ入居に繋げるよう、関係機関と日頃から連携を密にする。
- ③ ご利用者、ご家族のニーズの多様化に対応する。
 - ・満床時であってもご入居者の入院予定により空床がある場合は、可能な限りご利用者やご家族のニーズに沿うよう支援する
 - ・土日祝日の送迎を含めた入退所に対応する。
 - ・ニーズの一つである入浴について、入浴日に当たらない場合であっても希望に沿い、入浴して頂けるよう介護スタッフと連携を図りながら対応していく。
 - ・利用途中の、ご家族の事情による延期の相談にも極力対応していく。
 - ・ロングステイから入居という流れの中で、次のロングステイを確保しながら速やかに受け入れを行っていく。
 - ・緊急利用に対して、その必要性から可能な限り受け入れていく。

令和5年度 特別養護老人ホーム津田の里ユニット 事業計画

1. 事業方針

法人理念に基づいた施設サービスの質の向上に努め、定期的または必要に応じて、個別サービスの見直しを行い、支援を受けながら自己決定できるように、各部門および各職種が連携を取りながら「その人らしく」あり続けるための施設サービスを心がける。

2. 新館（個室）

ご入居者一人ひとりの個性や生活歴を尊重し、最後まで「その人がその人らしく」穏やかで安心した暮らしが営めるよう努める。

- (1) 24時間シートを活用し、ご入居者一人ひとりの生活リズムに合わせた個別ケアに努める。
- (2) ご入居者、ご家族の意向を伺い（モニタリング・サービス検討会開催時）、可能な限りご希望に沿えるよう努める。また、面会や電話、手紙で日常の様子をお伝えすると共に、ご入居者、ご家族の意向を把握し信頼関係の構築とケアの向上に努める。
- (3) コロナ禍でも季節を感じられ五感を刺激できる行事や、趣味趣向にそったクラブ活動を開催し、楽しみのある暮らしが提供出来るよう努める。（給食、生活相談員と連携を図り、個別のニーズにできるだけ沿った行事やクラブ活動、ユニットごとのレクリエーション計画する。）
- (4) 日常生活の中でリハビリやクラブ活動等を通じて、食事・排泄・入浴が少しでも自立でき、残された機能が維持出来るよう努める。（機能訓練士と連携を図り、機能低下の予防と心身の活性化に努める。）
- (5) マナーアップ、事故防止、研修委員が中心になり勉強会を開催し、専門職としての知識向上とケアの質の向上に努める。（ユニット毎に課題を上げて勉強会を行う。復命研修や認知症リーダー研修修了者による研修を行いケアの質の向上図ると共に、福祉用具の活用、講習会を開催し、ご入居者、職員共に負担のない安全な介護を目指す。）
- (6) エルダー制度を活用して人材育成と定着を図る。

令和5年度 職場内外研修年間計画表

事業所名： 特別養護老人ホーム津田の里 ユニネット

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
OJT								・ 人事考課					
OFF-JT 職場内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人理念について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守について ・ 接遇・マナーについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症予防及びびまん延防止 ・ 救急法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害の備えについて ・ 緊急時の対応 ・ 事故防止について ・ 食中毒・感染症について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酒待・身体拘束防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看取りについて ・ 感染症について ・ 虐待・身体拘束防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンタルヘルスについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故防止について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看取りについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症予防及びびまん延防止訓練 		
職場外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症介護実践研修「実践者研修」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松江赤十字病院地域医療勉強 ・ 応急手当普及講習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ おむつ交換・排泄ケア研修 ・ 福祉職員キャリアパス対応研修「チャートリーダーコース」 ・ 特別養護老人ホーム部会研修会 ・ 認知症介護実践研修「実践リーダー研修」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看取り研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症虐待防止研修 ・ 松江市社会福祉大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24日シフト研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県老人福祉施設協議会研修大会 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県民間入所福祉施設従事者の集い ・ 松江赤十字病院地域医療勉強会 				

※コロナウイルス感染症の状況を見ながら参加・実施を検討します

年間行事計画		ユニット
4月	花見外出 ふれあい喫茶	
5月	春のふれあい交流まつり 家族会	
6月	しょうぶ湯 衣類販売	
7月	流しそうめん	
8月	花火大会	
9月	長寿祝賀会 彼岸法要	
10月	ミニ運動会 秋の外出	
11月	秋のふれあい交流まつり	
12月	忘年会 クリスマス会	
1月	新年会	
2月	節分	
3月	ふれあい喫茶(ひなまつり)	
定例行事	いやしクラブ・習字クラブ・体操クラブ・抹茶クラブ	

※新型コロナウイルス感染症の状況をみながら実施を検討します

令和5年度 津田居宅介護支援センター 事業計画

1. 事業方針

より良い在宅生活継続へその向けての支援を行い、その方の能力を引き出し、心身状況に応じた適切なサービスを利用できるよう地域包括センターやサービス提供事業所との連携、調整を行い、ご利用者だけでなくご家族の方々も含めた自立とQOLの向上に努める。

また、サービス提供についての連携や報告などの評価を頂き、質の向上に取り組みます。

2. 事業目標

- (1) 担当件数 39 件 {予防委託 (2 件を 1 件としカウントする)} をマネージメントする。
- (2) 新規依頼は調整しながら受け入れ件数を増やし安定した事業運営に取り組む。
- (3) ご利用者に関する情報又は、サービス提供に当たっての留意事項に係る内容を職員間で共有する。
- (4) 個別のケース検討会を行い、具体的な処遇方針を検討し質の向上に努める。
- (5) 介護支援専門員として、施設内外の研修に積極的に (Zoom やオンライン研修を含む) に参加し介護保険制度に関する内容及び動向等把握し実務に反映させ、知識、能力等の向上に努める。
- (6) 地域住民の方々から情報提供、福祉推進委員、民生委員との交流を深め相談やニーズの把握に努める。
- (7) 人材の確保、育成に努める。
- (8) 業務継続計画 (BCP) を作成し、安全で安心した日常生活が送れるよう努める。

3. 事業内容

- (1) 介護認定を受けていない対象者に対しては、地域包括支援センターへの紹介、介護認定申請の手続きについて説明し、速やかに申請ができるように申請代行等の支援をする。
- (2) 介護認定を受けた対象者から本事業所を選択された場合は、被保険者資格と認定区分、また認定の有効期間を確認した上で相談に応じる。
- (3) 要介護認定を受けた対象者の更新申請は、有効期間 1 ヶ月前から出来るように必要な支援をする。

- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者については、地域包括支援センターと委託契約を締結し、契約内容に基づいて介護予防サービス計画の作成等を行う。
- (5) サービス計画作成数は、平均して介護支援専門員1人あたり常勤換算で40名未満とする。
- (6) 要介護認定を受けたご利用者のアセスメントを行い、居宅サービス計画を本人及び家族の意向を尊重し作成するとともに、保健・医療・福祉のサービス提供機関との連携をし、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。
- (7) 居宅サービスの原案に位置づけたサービス提供機関の担当者、ご利用者、ご家族との会議を行い、計画内容についての意見を求め、サービス計画の同意を得る。
- (8) サービス計画開始後、継続的に毎月モニタリングを行い、サービス実施状況を把握、評価し、必要に応じて提供機関への連絡調整やサービス計画の変更を行う。
- (9) ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になった等の相談があった場合は、ご利用者の意向を聞きながら、介護保険施設等施設系サービスの情報提供や紹介の便宜をはかる。
- (10) 対象者の居住する地域の社会資源を把握し、インフォーマルなサービスの活用を検討する。
- (11) 質の高いケアマネジメントが実施できるように、事業所内で情報を共有し検討を行う。
- (12) 松江市及び地域包括支援センターが開催する会議、研修に参加し、保健・医療・福祉サービスについての情報交換及び連携に努める。
- (13) 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るために、計画的に研修の機会を設け個別目標を立て自己研鑽に努め、年2回自己評価を行い、分析し課題解決を行う。

4. 営業日及び営業時間

営業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時30分とする。

但し、国民の祝日及び12月30日～1月3日を除く。

電話による連絡、相談は、年中常時可能な状態とする。

5. 職員の配置

所長	1名（訪問介護センター所長兼務）介護支援専門員・介護福祉士
管理者	1名（主任介護支援専門員）看護師

令和5年度 津田訪問介護センター 事業計画

1・事業方針

団塊の世代の方々が後期高齢者になり、高齢者は増加しますが、支える者の人口減少が予測され、予防支援者が増える見込みです。指定訪問介護（指定介護予防訪問介護・指定介護訪問介護）を利用する方々のニーズ多様化すると見込まれます。

ご利用者のご家族との信頼関係、各事業所との連携を行い、ご利用者の生活を支え品質向上に向け取り組みます。

要介護のご利用者は、軽度のうちに高齢者住宅への住み替えをされる傾向にあります。自宅を選択される方は、重度になられても自宅での生活を継続されています。看取りを含め、職員のスキルアップが求められます。各研修を計画し個々のスキルが向上するよう努めます。

指定居宅介護（障害者総合支援法）ご利用者も新規依頼がありますが、マンパワー不足で受け入れが出来ない状況です。職員確保を継続して行い、生活環境がよくなるように努め、安定した経営が出来るよう努めます。

2・事業目標

(1) 安心して日常生活が送れる支援

独居や高齢夫婦世帯が多い中、ヘルパーが訪問することで生活環境を改善し、孤独感の軽減や異常の早期発見、緊急時の連携を図る。また、当法人のヘルパーへの依頼の趣旨を職員間で共通認識し業務する。

(2) 人材育成 自己研鑽

ウェブ研修参加を積極的に取り入れ、研修報告を行い職員間で共有する。また、実習生の受け入れ、ヘルパーの人材育成、人員確保についても継続する。

(3) 業務の質の向上

介護ソフト変更による混乱が予測されるが、都度ヘルパーに説明しながら業務が迅速に行えるようにする。

(4) 新規訪問先を開拓しながら、安定した事業運営が出来るよう努める。

(5) 法人の事業継続計画（BCP）を踏まえ、事業所用を立案し、大規模災害発生時でも業務が継続できるようシュミュレーションを行う。

3. 事業内容

(1) 訪問介護サービスの内容

①身体介護に関すること

食事、排泄、衣類着脱、入浴、身体の清拭・洗髪、通院、その他必要な身体介助

②生活援助に関すること

調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関との連絡、その他必要な家事

③同行援護に関すること

視覚的情報の支援、移動・排泄・食事・その他外出する際に必要な介助

④相談、助言に関すること

生活・身上・介護に関する相談・助言、各種援護制度の適用についての相談・助言、世帯状況確認のための訪問、その他必要な相談・助言

⑤移動支援に関すること

外出時の付き添いのための介助

(2) その他

①島根県健康福祉部高齢者福祉課・障がい者福祉課および松江市健康福祉部介護保険課等の機関との連絡を密にしてこの事業を実施する。

②訪問介護員の研修にあたっては、職場内研修および福祉団体等で主催する研修に参加し、専門的な能力を身につけ資質の向上を図る。

③定期的にサービスの評価を行い分析し、安定した質の高い一貫性のあるサービス提供をする。

④事故報告書、ヒヤリハットを活用し、予知・予防のあり方を検討して回避する。

また、緊急時、適切に対応するために、日ごろから対処を想定し備える。

⑤意見・要望・苦情を言い易い環境をつくり、組織的に解決する。

また、苦情を芽の段階で把握する努力を怠らず、利用者や家族の立場に立ち、迅速かつ、適切に対応する。

⑥利用者に対する虐待防止委員を定め法人内で連携する。

⑦利用者に対し、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

4. 対象者

(1) 対象地域 松江市

(2) 派遣対象

①生活援助・身体介護・重度訪問介護・同行援護のための派遣対象

加齢に伴って生ずる心身の疾患等の理由により、要介護、要支援状態になった高齢者、障がい者（児）、難病等で介護を必要とする場合。

②移動支援のための派遣対象

社会生活上に必要な外出または社会参加促進の観点から特に必要と認められる外出をする際において、適切な付き添いを必要とする場合。

5. 職員の配置

所長	1名	(居宅介護支援所長兼務) 介護福祉士、介護支援専門員
訪問課長	1名	(サービス提供責任者) 介護福祉士
訪問介護員	1名	介護福祉士
契約訪問介護員	1名	(サービス提供責任者) 介護福祉士
パート訪問介護員	5名	介護福祉士 2名・介護職員初任者研修 3名
事務員	3名	(法人事務兼務)

6. 実施日および提供時間

(1) 指定訪問介護サービスは高齢者、障がい者（児）、難病患者等のニーズに応じるよう居宅介護サービス計画に基づき訪問介護計画を作成するとともに、実施状況を把握し評価を指定介護支援事業所に報告する。またサービスは午前7時から午後8時までを計画的に派遣する。

(2) 電話により24時間常時連絡可能な体制とする。

7. 研修について

(1) 職場内研修

- ①法人主催の新規採用職員研修
- ②法令遵守・倫理・接遇・個人情報（プライバシー）保護
- ③救急法・感染症・食中毒・認知症・介護技術
- ④研修参加者からの伝達講習
- ⑤苦情・事例検討

(2) 職場外研修

- ①知識・技術の習得
- ②認知症研修
- ③精神障がい者の理解と対応
- ④難病研修
- ⑤同行援護研修
- ⑥介護職員の行う医療的ケア研修
- ⑦福祉職員生涯研修

令和5年度 研修計画		
	研修名	時期
施設内研修	法令遵守・倫理・個人情報保護	4月～7月
	接遇・マナーアップ	5月～6月
	救急法	年1回
	感染症・食中毒・法人が予定する研修会	松豊会研修項目に準ずる
	介護技術・困難事例研修	毎月第4火曜日（定例会）
	外部研修参加者から伝達研修	参加後毎月第4火曜日（定例会）
	苦情・事例検討	毎月第4火曜日（定例会）
職場外研修	介護技術講習会	適宜
	人権擁護研修/虐待防止	3月
	サービス提供責任者研修	10月～11月

* 新規採用時：法令遵守、感染症、虐待防止、事故防止研修を行う。

令和5年度 津田有償ヘルパー 事業計画

1. 事業方針

日常的に介護が必要な方や、お一人暮らしの方が自宅で安心して生活できるように、介護保険優先ですが、介護保険では対応できない部分のお手伝いを実費にて対応させていただきます。(病院への受診の同行、1時間を超える部分の生活支援、等)担当介護支援専門員の方と相談し、ご本人との契約で援助させていただきます。

2. 事業目的

介護保険では、対応ができないが、何らかのお手伝いが必要で、誰かのサポートがあれば、住み慣れた自宅での生活が継続できる方への有償サービスを行い、その人が望む生活が継続できるよう援助する。

3. サービス内容

営業日：月曜日～土曜日（但し12月29～1月3日は休業）

営業時間：8：30～17：30

対象地域：松江市内

対象者：津田ヘルパーを利用いただいているご利用者のみ

内容：介護保険等適応外のサービス

4. 利用料金

身体介護：平日 30分 1320円（税込み）
*30分毎の計算になります。

生活援助：平日 1時間 1650円（税込み）

備考：事前にご家族やご本人へプランに基づきご説明しご了解いただき有償サービスにつなげています。
：当日キャンセル時20%キャンセル料をいただきます。
：自社の車両での移送はできません。交通費は別途支払いいただきます。（バス料金や電車賃等）

令和5年度 津田の里駐車場貸付 事業計画

1. 事業方針

社会福祉法人松豊会が運営する社会福祉事業に支障がない限り、その収益を社会福祉事業又は、公益事業の運営に充てることを目的とする。

2. 事業計画

法人の空き地を利用し、地域の方に適正価格で駐車場賃貸借契約を締結し貸付ける。

- (1) 駐車場の所在地 島根県松江市西津田十丁目2287-22
- (2) 専用区間 8区間
- (3) 契約内容 駐車場賃貸借契約書の通り